

香川ニュース

第41号

編集発行
香川自治会
広報委員
会南
(株)湘南
0467 52 2266

52年度からの

会則の改正なる

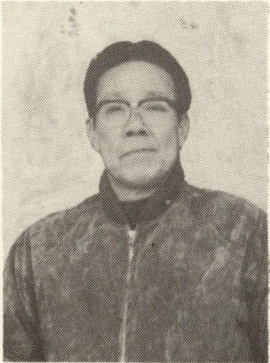
去る一月三〇日開催された、臨時評議員会に香川自治会の会則の一部改正案を提案し、可決をみたので、会則に基づき二月八日全組長会を開催し、組長の承認を得ました。別記新自治会会則をここに掲載いたします。

則及び自治会館運営検討特別委員会を設置し、その検討を委嘱したものであります。

その後、自治会館の建設も完成し、使用規則も完了いたしました。これは、すでに報じましたとおりであり、残された会則一部改正について検討会を積み重ねられた結果一月に、その最終結論につき、自治会に答申されたものであります。その答申の骨子とする点は、(1)役員及び委員の任期は2年とする点である。理由として、すべての事業が軌道にのった時に任期切れとなる。(年度切れ)市を始め対外的な当初予算に間に合わず、陳情結果が弱くなり、年度始めに事業計画等が効果を上げられない点である。他の自治会の多くは2

会長あいさつ

例年になくきびしい寒さの冬がすぎ、花だよりが聞かれる頃となり、昭和五一年度の年度末が、せまってきました。今年一年を振り返り、自治会活動も、年々香川の町づくりが整理されてゆく中で、本年は自治会館建設という事業が加わり、多忙な年でありましたが、無事一年を終了することになりました。これもひとえに各諸団体を始め、法人関係各位、ならびに会員の皆様方の御協力と絶大なる御支援の賜ものと、役員一同感謝いたしております。



自治会長
国末 節

を終了し、旧公民館のとりこわし、会館内外の整備、及び若干の備品の購入その他を、のこすのみとなりました。

また規約検討特別委員会の答申をうけ、自治会々則の一部改正をおこない、役員任期二年制、及び組織の一部を改正し、自治会活動推進の強化を図りました。

その他第一回香川菊まつり、防犯対策等々、本年の事業報告につきましましては、香川ニュース第四二号にて御報告いたします。

昭和五二年年度の役員も改正会則により、一部変更はありましたが、ほぼ留任で決定をみました。これにより、五二年度への運営の流れも円滑に行くことと思っております。本年の残務及び来年度の事業遂行への意欲を、役員一同固めております。

昭和五二年度も本年同様、皆様方の御指導と御協力をお願い申し上げます。昭和五一年年度末の御挨拶といたします。

年任期である。

(2)委員会組織の再編成を検討すべきである。理由として、土木・衛生・交通を環境整備的な委員会に整理統合する時期である。土木の業務は自治会直接の対市折衝により、市の直接業務とすべく時代となってきた。交通安全委員はすべて警察署直轄の交通安全協会に委任し、必要に応じ自治会より協力を依頼すべきである。衛生委員の業務は現状のままとし、衛生嘱託員に関することも現状のままとする。以上の各委員会を整理統合して、一歩進めた環境整備の観点に立つた委員会を作るべきである。その他。

以上会則改正に伴う諸問題と運営上の判断のむずかしい点も生じることが懸念されるが、現執行部の好判断により円滑な運営を期待する。

上記の答申内容を踏まえて、当自治会役員会を直ちに開催、慎重な審議を重ねた上、部分的に修正案を提出し、再度検討を委嘱したものであります。

その結果、別記の会則改正案が完成したものであり、所定の手続をへて、実施に踏み切ったものであります。

香川自治会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は香川自治会と称し、各町内会を総括し、事務所を香川自治会館におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と文化的な生活の向上をはかると共に、香川地域における安寧秩序を自治的に保持し、住民の福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は香川地域居住者を正会員とし、会社法人を特別会員として構成する。
- また、総会等による正会員及び特別会員の権利行使について、一世帯・一人につきそれぞれ一票とする。
- 第4条 本会の各会員は会費を負担するものとし、特に必要と認められた場合は評議員会の議決を経て臨時に負担するものとする。
- 第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

第2章 組織

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 自治会会長1名、副会長(町内会長)各町内の数、委員長(総務・会計・文化厚生・広報・環境整備・消防)各1名、地区会計若干名及び監査2名をおく。但し、必要に応じて特別委員をおくことができる。
 - (2) 町内会会長・副町内会長1名・委員(総務・会計・文化厚生・広報・環境整備)若干名。
 - (3) 組長及び評議員若干名。役員任期は2年とし、監査は1年とする。但し、再選をされた後、また補欠により就任した役員任期は残任期間とする。
- 第7条 第6条に定める役員は、町内会関係は前年度二月中旬に、自治会関係は三月中旬に選出するものとし、選出方法は次とする。
 - (1) 組長は組合員から選出する。
 - (2) 評議員は地区の組長が選出する。
 - (3) 地区の町内会長は地区の組長及び評議員が選出する。但し、現自治会長は助言することが出来る。
 - (4) 町内会の委員及び地区会計は町内会長・評議員及び組長が選出する。
 - (5) 自治会長は町内会長が選出する。但し、現自治会長は助言することが出来る。なお町内会長が欠員となつた場合は補充するものとする。
 - (6) 自治会の総務委員長は自治会長が委嘱し、会計委員長は地区委員及び地区会計の互選により、文化厚生・広報の委員長は地区委員の互選による。
 - (7) 自治会の委員長の兼務

第3章 役員の仕事

- 第8条 各委員は各部の会務を総括し、その処理に当る。
- 第9条 監査委員は評議員の同意を得て、自治会長が委任する。また、特別委員も評議員において選出し、自治会長より委嘱する。但し、特別委員の任期は、当該委員会の解散とともに自然解任されるものとする。
- 第10条 本会の顧問は、評議員会の推せんにより自治会長より委嘱する。また、事務員及び雇員を置くことができる。会長が雇員する。
- 第11条 会長は本会を代表し、会務を総括し、各会議を招集する。副会長(町内会長)は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。なお、町内会の平易なる職務についてはこれを執行する。
- 第12条 各委員長は各部の会務を総括し、その処理に当る。
- 第13条 第8条の評議員は、組長を代表して、自治会の評議員会を組織し、本会の決議機関とする。なお、評議員は互選により、議長及び副議長を定める。
- 第14条 監査委員は会計及び財産を監査し、本会の運営について助言を行なうことを得る。
- 第15条 自治会の会議は、総会及び評議員会とし、町内会の会議は組長会及び評議員会とする。
- 第16条 総会は会長において必要と認められた場合は、会員の4分の1以上の請求があった場合に招集する。
- 第17条 評議員会に付帯する事項は次のとおりとする。
 - (1) 監査委員選出の同意、特別委員の選出並びに顧問の推せん。
 - (2) 年度事業計画の審議、承認。

第4章 会議

- 第18条 組長に討議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 町内会の事業に関する審議。
 - (2) 町内会内の組の名称及び増減の件。
 - (3) その他必要事項の審議及び承認。
- 第19条 自治会役員は総会及び評議員会の決議事項を執行し、町内会役員は自治会の決定事項及び地区の評議員会の決定事項を執行することができる。また、執行事項中必要なものについては評議員会及び組長に報告し、その承認を得るものとする。
- 第20条 特別委員は特別委員会を構成し、目的事項を審議し、これが執行に当る。
- 第21条 各会議は定数の半数以上をもって成立し、議事は議長を設け、出席者の過半数をもって決する。総会は会員の二分の一以上の出席を必要とし、出席できないときは他の会員、組長及び評議員に文書をもって委任することが出来る。
- 第22条 本会の経費は次の収入をもつてこれに当てる。
 - (1) 会費
 - (2) 交付金
 - (3) 補助金
 - (4) 自治会館の使用料
 - (5) 寄付金及びその他の収入。
- 第23条 自治会年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付則

- (1) 本会則については、評議員会の議決により組長の承認を得て改正することができる。
 - (2) 本会則は、昭和48年2月1日より施行する。
 - (3) 本会則は、昭和52年2月1日より施行する。
- 注——線は今年度改正

一月臨時評議員会

一月三〇日、自治会館に於て、開催された、評議員会の結果を報告いたします。

議案の内容は、①香川自治会会則一部改正について、②2・3月の行事について、③その他

町内会に副町内会長を置き、町内会活動の活性化と事業レベルの向上が提案された。自治会として



会館建設募金の中間報告

五一年度の年度末も近づき、おかげをもちまして、香川自治会館の建設に關する事業も、旧公民館

Table with financial data: 支出の部 (Expenditure) and 収入の部 (Revenue). Includes items like 会館建築工事費, 庭園・自転車置場工事費, etc.

五十二年度 自治会役員紹介

- List of town council members and their terms: 自治会長 国末 節 (52) 六六二, 第一町内会長 井上貴一郎 (52) 八七五, etc.

自治会活動状況 (四ヶ月)

Calendar-style table showing town council activities from April to June. Includes events like 記念碑基礎工事, 特別建設委員会, etc.

茅花会 一日投句

平塚司郎 錢替えて同様の国冬鷗 雪中を口開けて飛ぶ鴉かな

計報

ここに謹んで 哀悼の意を表 します。

Table listing names and dates for memorial services: 一月二六日 古宮菊之助殿 七六才, 二月九日 鐘ヶ江松殿 八六才, etc.